

Q&A

【テーマ】
平成28年度
税制改正のポイント



平成28年度税制改正では、経済の好循環を確実なものとするため、法人実効税率の引き下げをはじめとして、企業の活力強化につながる改正が盛り込まれています。また、平成29年4月の消費税率引き上げへの対策として、軽減税率が導入されます。

年度まで、年800万円以下の所得について15%となります(図1)。

Q2 法人人の法人事業税が見直されるようですが、内容を教えてください。

A2 法人事業税は、所得に課税される所得割と、大法人が事業規模の大きさにより課税される外形標準課税からなっています。平成28年度から所得割の税率を6.0%から3.6%に引き下げ、法人事業税における外形標準課税の比率が現行の3/8から5/8に拡大されます。

Q3 中小企業の機械装置等の投資について固定資産税の減税がされるといいますが、どのような制度ですか。

A3 固定資産税は土地建物の他に機械装置や設備・備品も課税対象となっています。

中小企業が認定計画に基づき、新規に取得する機械装置(160万円以上、生産性1%向上)のうち一定のものについて、固定資産税1.4%が3年間、1/2に減免されます(図2)。

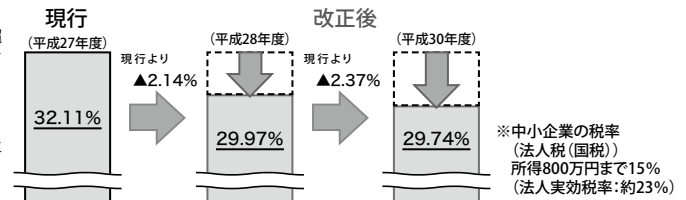


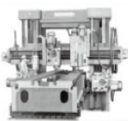
図2

【対象】

・中小企業が認定計画に基づき新規に取得する機械装置(生産性を高める機械装置)が対象

※要件:①160万円以上、②生産性1%向上(10年以内に販売開始)

※対象となる機械・装置の例 (注)固定資産税の税率:1.4%



金属加工機械



ソフトウェア組立型(NC)複合加工機

6,500万円の機械・装置を購入した場合、税額が3年間で約200万円から約100万円に軽減



税理士

佐藤 晴美氏

当所エキスパートバンク登録専門家
佐藤晴美税理士事務所(宮城野区五輪)

【回答】

※仙台商工会議所では、「消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口」を設置するなど、幅広くご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

Q7 企業版ふるさと納税が創設されたようですが、どのような制度ですか。

A7 法人が地方自治体の行う一定の地方創生事業に寄付を行った場合は、寄付金の30%が法人事業税、法人住民税、法人税から税額控除される制度が創設されました。現行でも地方自治体への寄付金は損金となり、約30%の税額控除ができますので、法人負担が約40%で寄付できることとなります。

Q6 外国人旅行者向け消費税免税制度が拡充されると聞きました。

A6 外国人旅行者向けの消費税免税制度について、免税販売の対象となる一般物品(家電や工芸品など)の購入下限額が現行の10,000円超から5,000円以上に引き下げとなります。